

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
13	児童扶養手当に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

防府市は、児童扶養手当に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

山口県防府市長

公表日

令和7年1月27日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務		
①事務の名称	児童扶養手当に関する事務	
②事務の概要	児童扶養手当法(昭和36年11月29日法律第238号)に基づき、対象者の資格管理、支払管理、現況届受付、統計処理を行っている。 児童扶養手当法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号、以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報ファイルを次の事務に利用している。 なお、申請・届出等は窓口、郵送及び マイナポータル・ぴったリサービス(サービス検索・電子申請機能)で受領する。 ①受給者世帯の住民情報、所得情報及び年金 ②事務の概要 情報を照会し、資格確認及び支給処理 ③デジタル庁への公金受取口座情報の照会	
③システムの名称	1. 保健福祉総合システム 2. 団体内統合宛名システム 3. 中間サーバー 4. マイナポータル・ぴったリサービス(サービス検索・電子申請機能) 5. 申請管理システム 6. 保健福祉総合システム(ガバメントクラウド)	
2. 特定個人情報ファイル名		
児童扶養手当受給者情報ファイル		
3. 個人番号の利用		
法令上の根拠	番号法 ・第9条第1項(利用範囲) 別表56項	
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携		
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定	
②法令上の根拠	番号法 ・第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び第19条第8号に基づく主務省令第2条の表(第19条第8号に基づく主務省令第2条の表における情報提供の根拠) :17、20、42、89、90、125、141、155、161の項 (第19条第8号に基づく主務省令第2条の表における情報照会の根拠) :81の項	
5. 評価実施機関における担当部署		
①部署	保健こども部 子育て推進課	
②所属長の役職名	子育て推進課長	

6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	〒747-8501 防府市寿町7番1号 防府市 生活環境部 くらし安全課 電話番号0835-25-2194
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	〒747-8501 防府市寿町7番1号 防府市 保健こども部 子育て推進課 電話番号0835-25-2348
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人が	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和6年10月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和6年10月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
基礎項目評価書		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [○]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去

特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
-----------------------------	-----------	---

8. 人手を介在させる作業

[] 人手を介在させる作業はない

人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインに従い、マイナンバー登録や副本登録の際には、本人からのマイナンバー取得の徹底や、住基ネット照会を行う際には4情報又は住所を含む3情報による照会を行うことを厳守している。また、児童扶養手当事務では、上記のほか、下記の局面で特定個人情報の取扱いに関して手作業が介在するが、いずれの局面においても複数人での確認を行うようにしており、人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分であると考えられる。 ・ 申請書に記載された個人番号及び本人情報のデータベースへの入力 ・ 特定個人情報の記載がある申請書等の保管 ・ 個人番号及び本人情報が記載された申請書の廃棄	

9. 監査

実施の有無

[○] 自己点検

[] 内部監査

[] 外部監査

10. 従業者に対する教育・啓発

従業者に対する教育・啓発

[十分に行っている]

＜選択肢＞

1) 特に力を入れている

2) 十分に行っている

3) 十分に行っていない

11. 最も優先度が高いと考えられる対策

[]全項目評価又は重点項目評価を実施する

最も優先度が高いと考えられる対策

[1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策]

＜選択肢＞

1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策

2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策

3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策

4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策

5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)

6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策

7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策

8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策

9) 従業者に対する教育・啓発

当該対策は十分か【再掲】

[十分である]

＜選択肢＞

1) 特に力を入れている

2) 十分である

3) 課題が残されている

判断の根拠

対象者からの申請に基づき特定個人情報を入力するため、目的外の入手が行われることはない。その上で、事務に必要な情報を入力することがないよう、申請書様式において、手続に必要な項目のみ記入するよう注意書きを記載している。また、保健福祉総合システムへの入力に当たっては、必要な項目のみ入力できる仕様としているほか、作業者と別の人によるダブルチェックを行っている。これらの対策を講じていることから、目的外の入手が行われるリスクへの対策は「十分である」と考えられる。

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年6月10日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長	子育て支援課長 中谷純一	子育て支援課長 相山範雅	事後	定期見直しに係る修正(軽微な修正)
平成30年3月30日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	1. 番号法 ・第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 (別表第二における情報提供の根拠) :13、16、26、30、47、64、65、87、116の項 (別表第二における情報照会の根拠) :57の項	1. 番号法 ・第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 (別表第二における情報提供の根拠) :13、16、26、30、47、64、65、87、116の項 (別表第二における情報照会の根拠) :57の項	事後	定期見直し及び法令の改正に係る修正(軽微な修正)
平成30年3月30日	I 関連情報 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	〒747-8501 防府市寿町7番1号 防府市 健康福祉部 子育て支援課 電話番号0835-23-2348	〒747-8501 防府市寿町7番1号 防府市 健康福祉部 子育て支援課 電話番号0835-25-2348	事後	定期見直しに係る修正(軽微な修正)
令和1年6月28日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長の役職名	子育て支援課長 相山範雅	子育て支援課長	事後	様式の変更によるもの
令和1年6月28日	I 関連情報 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 請求先	〒747-8501 防府市寿町7番1号 防府市 総務部 市政なんでも相談課 電話番号0835-25-2209	〒747-8501 防府市寿町7番1号 防府市 生活環境部 市政相談課 電話番号0835-25-2194	事後	定期見直しに係る修正(軽微な修正)
令和1年6月28日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成27年2月17日時点	令和元年5月20日時点	事後	定期見直しに係る修正(軽微な修正)
令和1年6月28日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成27年2月17日時点	平成31年4月1日時点	事後	定期見直しに係る修正(軽微な修正)
令和1年6月28日	IV リスク対策	—	IV リスク対策の追加記載	事後	様式の変更によるもの

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年1月28日	Ⅱしきい値判断項目 1.対象人数 いつ時点の計数か	令和1年5月20日時点	令和1年12月10日時点	事後	5年を経過する前の評価の再実施によるもの
令和2年1月28日	Ⅱしきい値判断項目 2取扱者数 いつ時点の計数か	平成31年4月1日時点	令和1年11月1日時点	事後	5年を経過する前の評価の再実施によるもの
令和2年1月28日	Ⅳ リスク対策 4. 特定個人情報ファイルの 取扱いの委託	[○]委託しない	[]委託しない	事後	5年を経過する前の評価の再実施によるもの
令和2年1月28日	Ⅳ リスク対策 委託先における不正な使用等 のリスクへの対策は十分か	[]	[十分である]	事後	5年を経過する前の評価の再実施によるもの
令和2年1月28日	Ⅳ リスク対策 8. 監査 実施の有無	自己点検、内部監査	自己点検	事後	5年を経過する前の評価の再実施によるもの
令和3年3月4日	Ⅰ 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り 扱う事務 ③システムの名称	1. 児童扶養手当管理システム	1. 保健福祉総合システム	事後	定期見直しに係る修正
令和3年3月4日	Ⅱしきい値判断項目 1.対象人数 いつ時点の計数か	令和1年12月10時点	令和3年2月1日時点	事後	定期見直しに係る修正
令和3年3月4日	Ⅱしきい値判断項目 2取扱者数 いつ時点の計数か	令和1年11月1日時点	令和3年2月1日時点	事後	定期見直しに係る修正
令和3年3月4日	Ⅳ リスク対策 4特定個人情報ファイルの取 扱いの委託 委託先における不正な使用等 のリスクへの対策は十分か	[○]委託しない	[]委託しない	事後	定期見直しに係る修正

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年3月4日	IV リスク対策 4.特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[]	[十分である]	事後	定期見直しに係る修正
令和4年7月7日	I 関連情報 3.個人番号の利用 法令上の根拠	1. 番号法 ・第9条第1項(利用範囲)別表第一の37の項 2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年9月10日内閣府・総務省令第5号) ・第29条	番号法 ・第9条第1項(利用範囲) 別表第一の37の項	事後	定期見直しに係る修正(軽微な修正)
令和4年7月7日	I 関連情報 4.情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	1. 番号法 ・第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 (別表第二における情報提供の根拠) :13、16、26、30、47、64、65、87、116の項 (別表第二における情報照会の根拠) :57の項 2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府総務省令第7号) ・第10条の3、第12条、第19条、第26条の2、第31条、第35条、第36条、第44条、第59条の2	番号法 ・第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 (別表第二における情報提供の根拠) :13、16、26、30、47、64、65、87、116の項 (別表第二における情報照会の根拠) :57の項	事後	法令改正による変更及び定期見直しに係る修正(軽微な修正)
令和4年7月7日	I 関連情報 7.特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 請求先	〒747-8501 防府市寿町7番1号 防府市 総務部 市政相談課 電話番号0835-25-2194	〒747-8501 防府市寿町7番1号 防府市 総合政策部 広報広聴課 電話番号0835-25-2194	事後	定期見直しに係る修正(軽微な修正)
令和4年7月7日	IIしきい値判断項目 1.対象人数 いつ時点の計数か	令和3年2月1日時点	令和4年4月1日時点	事後	定期見直しに係る修正(軽微な修正)

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年7月7日	Ⅱしきい値判断項目 2取扱者数 いつ時点の計数か	令和3年2月1日時点	令和4年4月1日時点	事後	定期見直しに係る修正 (軽微な修正)
令和4年7月7日	Ⅳ リスク対策 8.監査 実施の有無	自己点検	自己点検、内部監査	事後	定期見直しに係る修正 (軽微な修正)
令和5年4月1日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	児童扶養手当法(昭和36年11月29日法律第238号)に基づき、対象者の資格管理、支払管理、現況届受付、統計処理を行っている。 児童扶養手当法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号、以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報ファイルを次の事務に利用している。 ①受給者世帯の住民情報、所得情報及び年金 ②事務の概要 情報を照会し、資格確認及び支給処理	児童扶養手当法(昭和36年11月29日法律第238号)に基づき、対象者の資格管理、支払管理、現況届受付、統計処理を行っている。 児童扶養手当法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号、以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報ファイルを次の事務に利用している。 なお、申請・届出等は窓口、郵送及びマイナポータル・ぴったりサービス(サービス検索・電子申請機能)で受領する。 ①受給者世帯の住民情報、所得情報及び年金 ②事務の概要 情報を照会し、資格確認及び支給処理	事前	オンライン申請の受付開始に伴う修正
令和5年4月1日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	1. 保健福祉総合システム 2. 団体内統合宛名システム 3. 中間サーバー	1. 保健福祉総合システム 2. 団体内統合宛名システム 3. 中間サーバー 4. マイナポータル・ぴったりサービス(サービス検索・電子申請機能) 5. 申請管理システム	事前	オンライン申請の受付開始に伴う修正

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年10月11日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	児童扶養手当法(昭和36年11月29日法律第238号)に基づき、対象者の資格管理、支払管理、現況届受付、統計処理を行っている。 児童扶養手当法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号、以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報ファイルを次の事務に利用している。 なお、申請・届出等は窓口、郵送及びマイナポータル・びったりサービス(サービス検索・電子申請機能)で受領する。 ①受給者世帯の住民情報、所得情報及び年金 ②事務の概要 情報を照会し、資格確認及び支給処理	児童扶養手当法(昭和36年11月29日法律第238号)に基づき、対象者の資格管理、支払管理、現況届受付、統計処理を行っている。 児童扶養手当法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号、以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報ファイルを次の事務に利用している。 なお、申請・届出等は窓口、郵送及びマイナポータル・びったりサービス(サービス検索・電子申請機能)で受領する。 ①受給者世帯の住民情報、所得情報及び年金 ②事務の概要 情報を照会し、資格確認及び支給処理 ③デジタル庁への公金受取口座情報の照会	事後	公金受取口座情報の活用開始に関する項目の追記
令和5年10月11日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②部署	健康福祉部 子育て支援課	健康福祉部 こども家庭課	事後	組織改革
令和5年10月11日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長の役職名	子育て支援課長	こども家庭課長	事後	組織改革
令和5年10月11日	I 関連情報 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ連絡先	〒747-8501 防府市寿町7番1号 防府市 健康福祉部 子育て支援課 電話番号0835-25-2348	〒747-8501 防府市寿町7番1号 防府市 健康福祉部 こども家庭課 電話番号0835-25-2348	事後	組織改革
令和5年10月11日	IIしきい値判断項目 1.対象人数 いつ時点の計数か	令和4年4月1日時点	令和5年7月1日時点	事後	定期見直しに係る修正(軽微な修正)
令和5年10月11日	IIしきい値判断項目 2取扱者数 いつ時点の計数か	令和4年4月1日時点	令和5年7月1日時点	事後	定期見直しに係る修正(軽微な修正)

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年10月11日	Ⅳ リスク対策 8.監査 実施の有無	自己点検、内部監査	自己点検	事後	定期見直しに係る修正 (軽微な修正)
令和7年1月31日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	1. 保健福祉総合システム 2. 団体内統合宛名システム 3. 中間サーバー 4. マイナポータル・ぴったリサービス(サービス検索・電子申請機能) 5. 申請管理システム	1. 保健福祉総合システム 2. 団体内統合宛名システム 3. 中間サーバー 4. マイナポータル・ぴったリサービス(サービス検索・電子申請機能) 5. 申請管理システム 6. 保健福祉総合システム(ガバメントクラウド)	事前	ガバメントクラウドの移行に伴う修正
令和7年1月27日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	番号法 ・第9条第1項(利用範囲) 別表第一の37の項	番号法 ・第9条第1項(利用範囲) 別表56項	事後	法令改正
令和7年1月27日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法 ・第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 (別表第二における情報提供の根拠) :13、16、26、30、47、64、65、87、116の項 (別表第二における情報照会の根拠) :57の項	番号法 ・第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 (第19条第8号に基づく主務省令第2条の表における情報提供の根拠) :17、20、42、89、90、125、141、155、161の項 (第19条第8号に基づく主務省令第2条の表における情報照会の根拠) :81の項	事後	法令改正
令和7年1月27日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ①部署	健康福祉部 こども家庭課	保健こども部 子育て推進課	事後	組織改革
令和7年1月27日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長の役職名	こども家庭課長	子育て推進課長	事後	組織改革
令和7年1月27日	I 関連情報 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 請求先	総合政策部 広報広聴課	生活環境部 くらし安全課	事後	組織改革

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年1月27日	I 関連情報 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ連絡先	健康福祉部 こども家庭課	保健こども部 子育て推進課	事後	組織改革
令和7年1月27日	II しきい値判断項目 1.対象人数 評価対象の事務の対象人数は何人か	1,000人以上1万人未満	1万人以上10万人未満	事後	5年を経過する前の評価の再実施によるもの
令和7年1月27日	II しきい値判断項目 1.対象人数 いつ時点の計数か	令和5年7月1日時点	令和6年10月1日時点	事後	5年を経過する前の評価の再実施によるもの
令和7年1月27日	II しきい値判断項目 2取扱者数 いつ時点の計数か	令和5年7月1日時点	令和6年10月1日時点	事後	5年を経過する前の評価の再実施によるもの
令和7年1月27日	IV リスク対策 8. 人手を介在させる作業 人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	—	十分である	事後	様式の変更によるもの
令和7年1月27日	IV リスク対策 8. 人手を介在させる作業 判断の根拠	—	マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインに従い、マイナンバー登録や副本登録の際には、本人からのマイナンバー取得の徹底や、住基ネット照会を行う際には4情報又は住所を含む3情報による照会を行うことを厳守している。また、児童扶養手当事務では、上記のほか、下記の局面で特定個人情報の取扱いに関して手作業が介在するが、いずれの局面においても複数人での確認を行うようにしており、人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分であると考えられる。 ・ 申請書に記載された個人番号及び本人情報のデータベースへの入力 ・ 特定個人情報の記載がある申請書等の保管 ・ 個人番号及び本人情報が記載された申請書の廃棄	事後	様式の変更によるもの

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年1月27日	IV リスク対策 11. 最も優先度が高いと考えられる対策 最も優先度が高いと考えられる対策	—	1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策	事後	様式の変更によるもの
令和7年1月27日	IV リスク対策 11. 最も優先度が高いと考えられる対策 当該対策は十分か【再掲】	—	十分である	事後	様式の変更によるもの
令和7年1月27日	IV リスク対策 11. 最も優先度が高いと考えられる対策 判断の根拠	—	対象者からの申請に基づき特定個人情報を入手するため、目的外の入手が行われることはない。その上で、事務に必要な情報入手することがないよう、申請書様式において、手続に必要な項目のみ記入するよう注意書きを記載している。また、保健福祉総合システムへの入力に当たっては、必要な項目のみ入力できる仕様としているほか、作業者と別の者によるダブルチェックを行っている。これらの対策を講じていることから、目的外の入手が行われるリスクへの対策は「十分である」と考えられる。	事後	様式の変更によるもの